

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時から午後10時

(8) 届出年月日

平成17年 9 月26日

(9) 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

ア 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神南県民局県土整備部まちづくり課

イ 縦覧期間

平成17年10月11日から 4 月間

(10) 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成18年 2 月13日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 -10- 1

2 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) ロックタウン加古川

所在地 加古川市東神吉町出河原字大判862番地 ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 ロック開発株式会社

代表者の氏名 横 田 稔 弘

住所 東京都千代田区神田佐久間河岸67

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社大創産業

代表者の氏名 矢 野 博 文

住所 広島県東広島市西条吉行東 1 丁目 4 番14号 ほか12者

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成18年 5 月28日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

9,258平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

704台

イ 駐輪場の収容台数

286台

ウ 荷さばき施設の面積

362平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

70.4立方メートル

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 を 行 う 者	開店時刻	閉店時刻
株式会社大創産業	午前 9 時	午後 9 時
上新電機株式会社	午前 9 時	午後 9 時30分
未定 ほか10店舗	午前 9 時	翌午前 0 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分から翌午前 0 時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

出入口：3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時

(8) 届出年月日

平成17年9月27日

(9) 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

ア 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課

イ 縦覧期間

平成17年10月11日から4月間

(10) 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成18年2月13日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成17年10月11日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 三田駅前一番館

所在地 三田市駅前町2番1号

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三田市長

代表者の氏名 岡 田 義 弘

住所 三田市三輪2丁目1番1号

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前)：(仮称)三田駅前Aブロック地区市街地再開発施設建築物

(変更後)：三田駅前一番館

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)：株式会社阪急オアシス ほか2者

(変更後)：株式会社阪急オアシス ほか32者

4 変更の年月日

平成17年8月24日

5 届出年月日

平成17年9月1日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間等

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び阪神北県民局県土整備部まちづくり課

(2) 縦覧期間

縦覧期間 平成17年10月11日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

提出期限 平成18年2月13日

提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項（附則第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成17年10月11日

阪神南県民局長 野 村 正 路

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 関西スーパー下坂部店
所在地 尼崎市下坂部二丁目27番12号 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社太陽ビルディング
代表者の氏名 森 實 啓 治
住所 尼崎市下坂部二丁目27番12号
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 変更前
開店時刻 午前10時
閉店時刻 午後8時
 - イ 変更後
開店時刻 午前7時
閉店時刻 午後9時50分
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前
午前9時50分から午後8時10分まで
 - イ 変更後
午前6時50分から午後10時まで
- 4 変更する年月日
平成17年11月1日
- 5 以下に掲げるもののうち、上記3の変更に係るもの以外の事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社関西スーパーマーケット
代表者の氏名 井 上 保
住所 伊丹市中央5丁目3番38号
ほか6者
 - (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,444平方メートル
 - (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
42台
 - イ 駐輪場の収容台数
237台
 - ウ 荷さばき施設の面積